



家畜排せつ物の適正管理について

- 家畜排せつ物貯留施設について、施設本来の目的及び機能が損なわれないよう施設の維持管理と適正な使用を行うこと
- パドック内に家畜排せつ物を堆積したり、泥濘化しないよう適正に管理すること
- 家畜排せつ物は、野積みによる保管や素掘りによる貯留をしないこと
- 堆肥を圃場に移動し保管するときは、防水シートで覆うなど家畜排せつ物法に基づき適正に保管し、公共用水域等への汚染のおそれがないようにすること
- 堆肥舎や堆肥盤、サイレージ調整施設から出る排汁は、施設外に流れ出ないように適切に管理・処理すること

スラリー及び堆肥等の適切な散布等について

- ほ場に積雪があるときやほ場の土壌が凍結しているときに散布を行わないこと
- 散布にあたっては、地形や気象に十分注意し、河川に流入しないよう実施すること。また、日常生活や観光産業の妨げにならないよう配慮すること
- 作付け予定のない裸地には実施しないこと
- ほ場へのスラリー及び堆肥、化学肥料の過剰な散布をしないこと
- 公道を堆肥やスラリーで汚さないこと。汚した場合は速やかに清掃除去すること

雑排水の適切な処理について

- 雑排水は公共用水域に流入させないこと
- 雑排水を適切に処理する設備を設けること
- 雑排水の処理施設は、施設本来の目的及び機能が損なわれないよう施設の維持管理と適正な使用を行うこと
- 公共用水域等に排水する場合は、法令等で定められた基準を遵守すること

乳牛の飼養規模の範囲について

- 家畜排せつ物を還元することが可能な面積当たりの換算頭数※が **2.13頭/ha** を超える場合又は超える見込みがある場合は、牛の預託や堆肥等の広域利用など、国が定める環境基準を超えるおそれがないようにすること
- 自らの飼養規模が環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減に努めること

※換算頭数＝搾乳牛頭数(2産以降)＋搾乳牛頭数(初産)×0.78＋育成牛頭数(初生から未經産)×0.55

その他の規制基準

- 家畜の飲水のために河川に家畜を侵入させないこと
- 廃棄乳は、適正に処理すること